

岩手県告示第772号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年4月25日農林水産省告示第554号（1に係るものに限る。）、昭和58年6月1日農林水産省告示第798号（1に係るものに限る。）、昭和63年9月2日農林水産省告示第1344号（1に係るものに限る。）、平成6年1月12日農林水産省告示第39号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法 変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課並びに大船渡市役所及び住田町役場に備えておいて縦覧に供する。